

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

- ・居宅条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年東京都条例第 111 号)
- ・居宅規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 24 年東京都規則第 141 号)
- ・居宅施行要領＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 25 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号)

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	建物配置 構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅条例第 170 条 ・居宅規則第 38 条 ・居宅施行要領第 3・八・4 (3)④ ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例 ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならぬこと。ただし、居宅規則第 38 条第 1 項に定める要件を満たす場合は、準耐火建築物とすることができる。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> ・構造 地上 階、地下 階 ・各階の主な用途(事業) 階 階 階 階 階 階 ・だれでもトイレ 階 便房面積 m² 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無) 	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。 ・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましい。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万が一に備えて転落防止策を講ずること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で 110mm 以下とすること。 ・利用者が日常使用する各室から廊下、バルコニー又は屋外に通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。 ・だれでもトイレは、エントランス付近に配置するよう努めること。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例
			2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。	適・否		
			3 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所(準公共的空間)を設けることが望ましい。	適・否		
			4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否		
			5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成 7 年東京都条例第 33 号)、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成 15 年東京都条例第 155 号)を参考として、利用者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否		
			6 車椅子利用者用駐車施設やだれでもトイレの設置など、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。	適・否		

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
建物規模等	建物配置 構造設備					<p>第15条第1項に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮し、車椅子使用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。 車椅子使用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針 補助要綱 	1 定員は20人以上(併設型の場合は、20人未満も可)とすること。	適・否	・利用定員 人	
	立地等	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 建築基準法 消防法等 	<p>1 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域(以下「災害レッドゾーン」という。)を原則として含まないこと。</p> <p>また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。</p> <p>2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		<ul style="list-style-type: none"> 災害レッドゾーンとは、災害危険区域(建築基準法第39条第1項)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)、土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)、その他政令で定める地域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域)をいう。

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
施設	ユニット	・居宅施行要領第3・八・4(3)	1 利用者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であること。	適・否	・居宅に近い居住環境の工夫(居室のカーテンを本人選択にしている等)	・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。ドアを透過性の高い材質にするなど、ユニット内の様子がユニット外から露見する造りは認められない。 ・夜間の職員配置の観点から、同一階に設けるユニット数は偶数であることが望ましい。
			2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。	適・否		
			3 ユニットの利用者が、他のユニットを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていくこと。	適・否		

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項	
施設	ユニット	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅条例第170条第4項 ・居宅規則第38条 ・居宅施行要領第3・八・4(3) ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」 	<p>1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用するなど、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。 イ 当該共同生活室に隣接している居室 ロ 当該共同生活室に隣接していないが、イの居室と隣接している居室 ハ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。)</p> <p>3 1ユニットの入居定員は、原則として12人以下とすること。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、15人以下とすることができる。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・各階のユニット定員×ユニット数及び2人部屋の有無</p> <p>階 有・無</p> <p>階 有・無</p> <p>階 有・無</p> <p>階 有・無</p> <p>階 有・無</p> <p>階 有・無</p>	<p>・事業者の都合により一方的に2人部屋とする(同室させる)ことは認められない。</p> <p>・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい(コンセント類の位置にも配慮すること。)</p> <p>・画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、利用者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・居宅施行要領第3・八・4(5) 	<p>4 入居定員が10を超えるユニットを整備する場合には、次のとおり職員を配置すること</p> <p>(1) 日勤時間帯の介護・看護職員の配置 ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜勤時間帯の介護・看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	<p>適・否</p>	<p>・夜勤時間帯とは、午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、日勤時間帯とは夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいう。</p> <p>・常時1人に加えて配置する職員の計算例 ・15人ユニットの場合、常時1人の配置に加えて、日勤時間帯は4時間(8時間×0.5)、夜勤時間帯は2ユニットごとに8時間(16時間×0.5)の配置が必要。 ・配置する時間帯は、ケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要な時間帯に充てること。</p>	

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
施設	ユニット 居室		5 地階に設けてはならないこと。	適・否	・居室のうち最大の床面積 $m^2 \times$ 室 ・居室のうち最小の床面積 $m^2 \times$ 室 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) ・幅 1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) m	【望ましい設備】 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室内から開けられること) ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・衣服寝具の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ ・居室の入口には、利用者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・原則、バルコニーは 1.5m 幅を有すること。
			6 1室の床面積(内法寸法)等 利用者一人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること(洗面設備(必須)の面積を含み、トイレの面積を除く。)	適・否		
			7 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	適・否		
			8 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。	適・否		
			9 床面積の 14 分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	適・否		
			10 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	適・否		
			11 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適・否		
			12 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。	適・否		

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅規則第38条第5項第1号イ ・居宅施行要領第3・八・4(3)⑦ 	<p>1 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。</p> <p>2 利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるよう簡易な流し・調理設備を設けること。</p> <p>3 地階に設けてはならないこと。</p> <p>4 1の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>5 高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>6 ユニットの利用者全員と介護職員が、一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活室のうち最大の床面積 m^2 $>$ ユニット定員 人 $\times 2 m^2$ = m^2 ・共同生活室のうち最小の床面積 m^2 $>$ ユニット定員 人 $\times 2 m^2$ = m^2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの共同生活室同士が隣接する場合は、固定壁で仕切ること。 ・食事スペースの他に談話コーナーを設ける等、可能な限り交流の場が1か所に集中しないよう配慮すること。 ・談話コーナーは利用者の交流の場としてふさわしいしつらえとすること。 ・食事スペースのみで構成される場合はキッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましい。 ・流し・調理設備は、アイランド式にするなど、介護職員が家事の間もユニットの様子を確認できるような配置とすることが望ましい。 ・共同生活室付近に利用者が手を洗える設備を設けること。
施設	ユニット	共同生活室			<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) 	<p>【望ましい設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器棚 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・食事スペースとリビングスペース(くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど)の双方 ・車椅子用のシンクや調理台

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
	洗面設備	・居宅規則第38条第5項第1号ロ	1 居室ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	適・否 適・否	・洗面部分の概ねの床面積 ㎡	・トイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 底がフラットなシンク、コンセント、車椅子利用者を想定した鏡、湯水の温度調整設備、認知しやすい水栓金具
	トイレ	・居宅規則第38条第5項第1号ハ ・居宅施行要領第3・八・4(3)	1 トイレは居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数分散して設けることとしても差し支えない。 なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 2 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室ごとに有り 室 ②居室ごとに無し 室 ③共同生活室近くのトイレ 箇所	・居室ごとにトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1か所はトイレを設けること。 ・居室ごとにトイレがない場合は、ユニットの定員4人につき1か所以上のトイレを設けること。 ・アコーディオンカーテン等を扉の代用とすることは認められない。
施設	ユニット	トイレ			・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)	【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・手すり ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
浴室	・居宅規則第38条第5項第1号ニ	1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 3 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。	適・否 適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①個別浴室 階 か所 階 か所 階 か所 階 か所 個別浴室のうち最小の床面積 ㎡ ②特殊浴室 階 か所 階 か所 階 か所 階 か所 ③その他(シャワー室等) (何が) か所 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)	・個浴を各ユニット内に設けることが望ましい。設置が難しい場合でも、隣接する2ユニットごとに浴室をユニットに近接してユニットの数だけ設置すること。 ・浴室及び脱衣室は固定壁で仕切ること(カーテン等で仕切ること認められない。) ・一つの個別浴室、機械浴室又は脱衣室を複数の利用者が同時に使用すること認められない。 ・ユニット外に浴室を設ける場合は、原則、脱衣室内又は浴室に近接して利用者用のトイレを設けること。 ・脱衣室内にトイレを設ける場合は固定壁により仕切ること。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。 ・【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
施設	・居宅条例第170条第3項	1 医務室として、専用の部屋等を設けること。	適・否	・設置階数及び床面積 階 ㎡	

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅施行要領第3・八・4(3) ・居宅施行要領第3・八・2(9) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置階数及び床面積 階 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合を除き必ず設けること。 ・調理室には利用者へ提供する食事を調理する設備を備えること。
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅施行要領第3・八・4(3) ・居宅施行要領第3・八・2(10) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 2 利用者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況及び箇所数 ①ユニット内に有り ユニット ②ユニット内に無し ユニット その場合、隣接する2ユニットごとに(有・無) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごともしくは隣接する2ユニットごとにユニットに近接して設けること。 ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましい。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないように配慮すること。

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目		関係規定	基準	判断	現状	留意事項
施設	廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅条例第170条第5項 ・居宅施行要領第3・八・4(3) ・居宅施行要領第3・八・2(7) 	<p>1 片側廊下の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定する。)。ただし、既存建物の改修により整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>3 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・左欄のただし書きによる廊下がある場合における拡張部分の幅及び箇所数</p> <p style="text-align: center;">m × m</p> <p style="text-align: center;">× か所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が日常使用する居室、共同生活室、浴室(脱衣室)、トイレ等が両側にある廊下は、中廊下とみなす。 ・廊下及び階段には、手すりを設けること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅条例第170条第5項 ・居宅施行要領第3・八・4(3) ・居宅施行要領第3・八・2(8) ・居宅施行要領第3・八・2(11) 	<p>1 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>イ ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第3項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。)を2以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段(同条第2項に規定する避難階段をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上)設けること。</p> <p>ロ ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段(建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段をいう。以下同じ。)エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・1(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ</p> <p>・避難設備の有無</p> <p>①特別避難階段 基</p> <p>②屋内の避難階段 基</p> <p>③屋外の避難階段 基</p> <p>④傾斜路 階から 階</p> <p>⑤エレベーター 基</p> <p>・その他設備の有無</p> <p>①食事用等小荷物専用昇降機 基</p> <p>②洗濯物用等小荷物専用昇降機(又はシューター) 基</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。 ・各階1か所以上スタッフ用トイレを設けることが望ましい。 ・地震等大規模災害に備え、食料、飲料水等を3日分程度備蓄することが可能なスペースを設けることが望ましい。

ユニット型ショートステイ整備費補助審査基準

項目	関係規定	基準	判断	現状	留意事項
施設	その他	<p>ハ ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。</p> <p>2 廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>3 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 傾斜路は利用者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。</p> <p>6 洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>③常夜灯(感応式照明等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他 <p>④洗濯室又は洗濯場</p> <p>階 箇所</p> <p>⑤介護材料室</p> <p>階 箇所</p> <p>⑥介護職員室またはコーナー(机等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内(有・無) ・ユニット外(有・無) <p>その場合、1箇所が担当するユニット数</p> <p>ユニット</p> <p>⑦スタッフ用トイレ</p> <p>階 箇所</p> <p>階 箇所</p> <p>階 箇所</p> <p>階 箇所</p>	